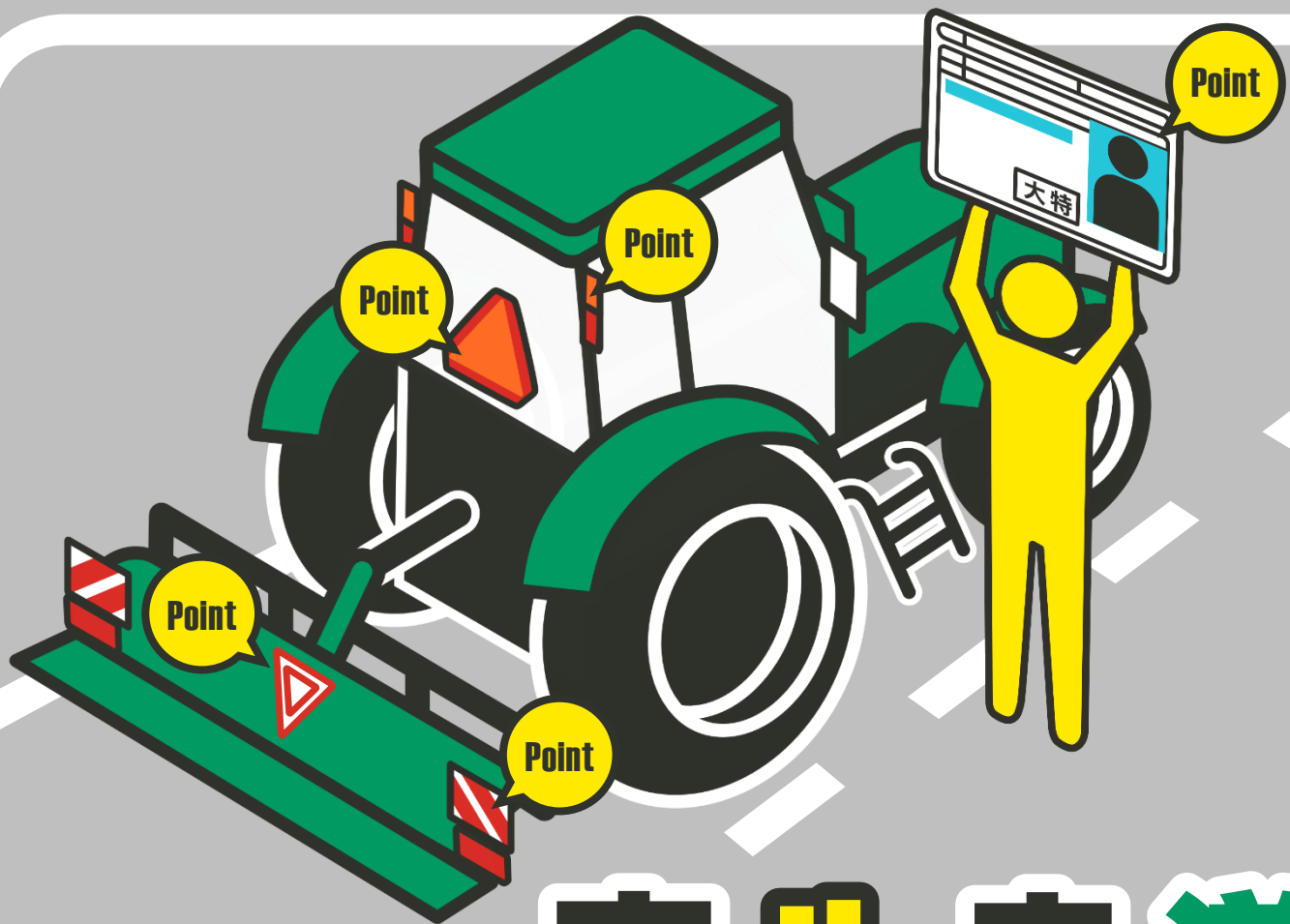




道路を 走るときに ルールを 守りましょう

農作業事故における死亡事故要因第1位は

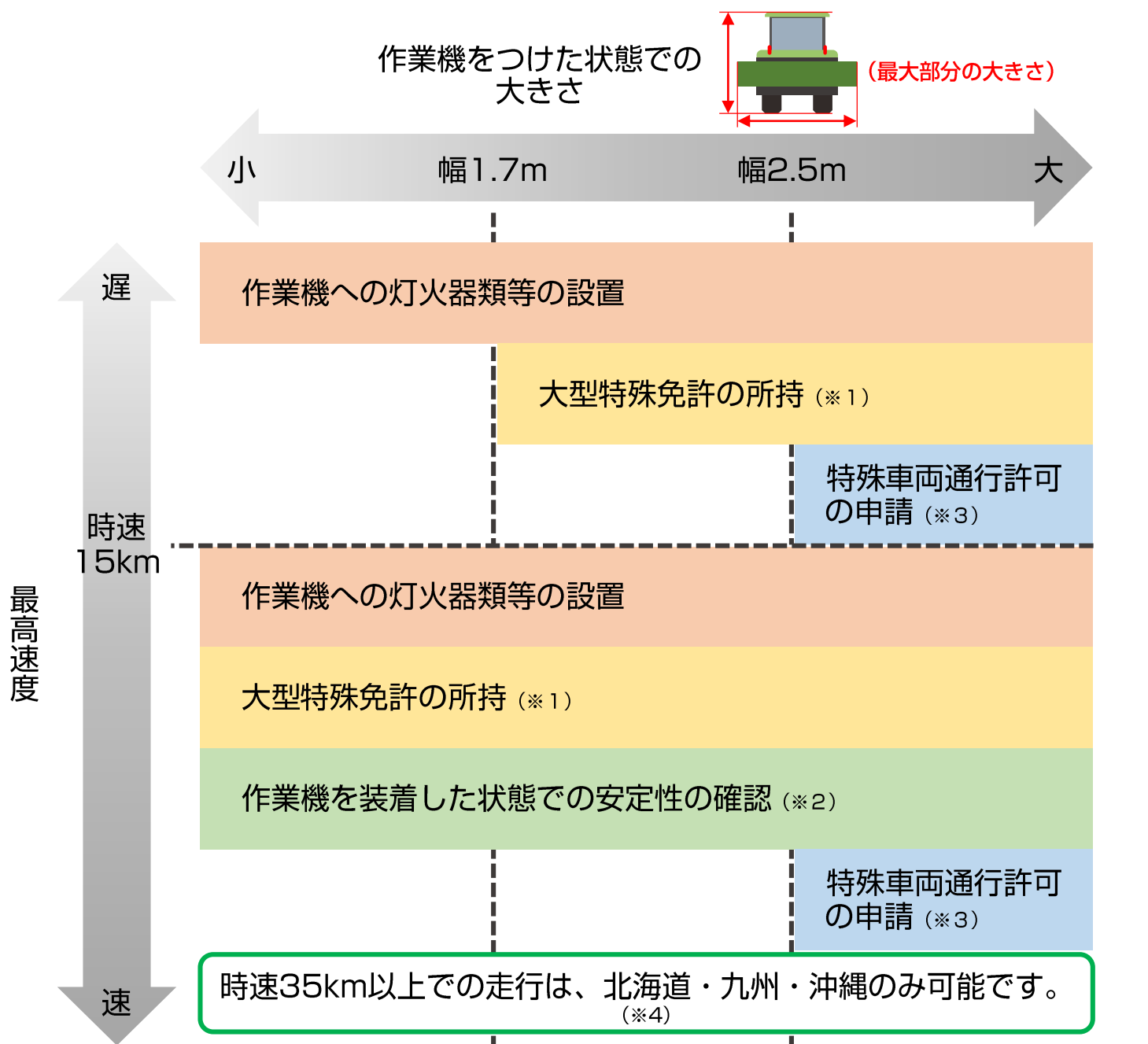
トラクタ乗車中の事故です

事故を防ぐためにも法令上のルールを

きちんと守ることが必要です

詳しくは裏面へ！

作業機を装着・けん引したトラクタが 公道を走るための ルールを確認しましょう



- ※1 車両総重量が750kg以上の車両をけん引する場合は、大型特殊免許のほかけん引免許が必要です。
- ※2 作業機を装着した状態での安定性が確認されていないトラクタは、時速15km以下で走行する必要があります。安定性が確認されているトラクタと作業機の組み合わせは、(一社)日本農業機械工業会HPIにて公開しています。
- ※3 特殊車両通行許可については、道路管理者(国道：地方整備局、都道府県道：都道府県、市町村道：市町村)への申請が必要です。なお、農道を走行する際の申請は不要です。
- ※4 北海道、九州、沖縄以外の地域では、作業機をつけたまま時速35km以上で走行することはできません。

上記のルールは一例です。詳しいルールは
農林水産省HPや日本農業機械工業会HPで確認を！



農林水産省HP



日本農業機械工業会HP